

議員提出第十八号議案

地方交付税の復元・増額及び税財源の拡充強化に関する意見書

国の来年度当初予算の概算要求においては、三位一体改革で大きく削減された地方交付税を復元し、一兆一千億円余が増額されたものの、事項要求の扱いとなっており、その実現は年末の予算折衝に向け、予断を許さない。

これまで県や県内自治体においては、削減数で約七割にも及ぶ市町村合併の推進、国の目標値を上回る職員定数の削減、廃止・売却を含む大規模施設等の大幅な見直しなど、痛みを伴いながら行財政改革を続けてきた。それにもかかわらず、こうした地方の努力は三位一体改革に伴う五兆一千億円に及ぶ地方交付税の削減により大きく減殺され、その後も景気低迷による法人二税の減少や少子高齢化に伴う社会保障関係費の累増により、今や地方財政の厳しさは極限にまで達している。

よって、国会及び政府におかれては、地方が自立的に運営できる税財政基盤を確立できるよう、地方交付税の復元・増額、地方税財源の拡充強化について、次のとおり強く求める。

一 来年度の地方財政計画の策定に当たっては、自治体間の財政力格差を是正し、必要な行政サービスを維持するため、地方交付税の復元・増額を行うこと。

特に経済状況の実態を踏まえた地方税収の減少を的確に見込むとともに、社会保障関係費等の義務的経費など地方の財政需要を確実に反映させること。

二 地方が担うべき事務と責任に応じた税財政制度を構築し、地方の自主・自立的な行財政運営を可能とする確かな基盤をつくりあげるため、国税と地方税の税源配分を見直し、地方税を充実すること。

また、暫定税率が廃止される場合の代替財源や国の政策に伴う地方負担のあり方の検討においては、国が一方的に決定することのないよう地方と十分な協議を行うこと。

三 来年度における地方財政収支の財源不足額が十三兆四千億円を上回ると見込まれることから、財源不足の補てんにかかる国負担相当額について、法定率を引上げ三年間これを固定することにより、地方交付税の予見可能性を高めるとともに、地方負担相当額については、地方債残高の増嵩に配慮した措置を講じること。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十一年十一月二十七日

大分県議会議長 安 部 省 祐

衆議院議長	横路孝弘殿
参議院議長	江田五月殿
内閣総理大臣	鳩山由紀夫殿
国家戦略担当大臣	菅直人殿
総務大臣	原口一博殿
財務大臣	藤井裕久殿